

生前贈与活用による生命保険契約形態

	契約者	被保険者	受取人	資金出所	メリット	デメリット	課税
生前贈与活用による契約	子	子	子	保険料相当額を父よりお子さん又はお孫さんへ生前贈与。 お子さん又はお孫さんは保険契約締結して保険料支払う	-父の相続税節税対策 -子の貯蓄 -父親の健康状態は関係ない	-父親死亡時の相続には無関係のため、納税資金や遺産争いの防止には役立たない	-所得税 解約時に一時所得又は雑所得(年金形式受領)
	子	父	子		-父の相続税節税対策 -父死後の子の生活資金対策 -納税資金対策	-健康時のみ加入可	-所得税 一時所得 父死亡時、保険金受領 (受取保険金－払込保険料－特別控除額50万円)×2分の1=課税対象金額
	孫	父	孫		-父の相続税節税対策 -早めの対策による孫の代まで対策		
通常の契約	父	父	母	父保険料負担	-父死後の母の生活資金対策 ～母は一般的に相続税非課税	-健康時のみ加入可	-相続税 非課税限度額 500万円×法定相続人の数
	父	父	子		-保険金の非課税枠、有効活用		
	母	母	父	母保険料負担	-母死後の相続に備える		-贈与税
	母	父	子		-父死後の子の生活資金対策		
	母	父	母		-父死後の母の生活資金対策		-所得税